

律令国家「辺境」支配の成立と展開

(全文要約)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

学生番号 ; D 1 2 2 2 2 7

氏 名 ; 菊池 達也

『律令国家の「辺境」支配の成立と展開』と題する本論文は、九州南部および隼人支配を具体的かつ段階的に明らかにしていくことで、律令国家の「辺境」支配について考察しようとするものである。

従来、律令国家の「辺境」に関する研究は、石母田正氏が提唱した「王民共同体」論・「東夷の小帝国」論によって理論的枠組みが作られ、以後、それを実体化する方向で進められてきた。しかし近年、実態研究の進展とともに、理論と実態研究のはざままで矛盾が生じるようになり、現在では、石母田氏の提唱した理論的枠組みを、実態研究からどのように再構築していくかが問題になっている。また、律令国家の九州南部および隼人支配に関する理解については、①律令国家が形成される以前の倭王権と九州南部に居住する人々の関係について解明が遅れていること、②律令国家の九州南部支配の展開過程についての理解、③律令国家が隼人に対して抱いていた観念と実際に彼らに対して行っていた政策をあまりにも混同して理解している点、④律令国家が九州南部および隼人に対して行っていた政策の基礎的事実の認識に疑問とすべき点が少なくないこと、以上4つの問題がある。

そこで本稿では、律令国家が九州南部、およびそこに居住する「隼人」と呼称されていた人々と、どのような関係を形成しようとしたのか、すなわち、どのような支配を実現しようとしたのかを、実態にもとづいて、段階論的に明らかにしていき、そのうえで律令国家の「辺境」支配について、理論的枠組みの再構築を行うことを目指した。

こうした課題に対し、本稿では以下のような構成で臨んだ。

まず第1章「大化前代の隼人と倭王権」では、先行研究でいまだ十分に論じ尽くされていない、律令国家が形成される以前の九州南部に居住する人々と倭王権の関係について考察した。ここでは、主に『日本書紀』と『古事記』に見られる隼人関係記事、および「隼人」という呼称の由来を検討することで、大化前代における両者の関係性の内実を明らかにした。

第2章「律令国家成立期における鞠智城―「繕治」と列島南部の関係を中心に―」では、7世紀後半～8世紀初頭における、律令国家の九州南部支配の形成過程について論じた。その際、勢力拡大の拠点として機能したと考えられる鞠智城に焦点を当てることで、律令国家は、いまだ面的支配を行えていなかった九州南部に対して、どのように勢力を広げていったかを明らかにした。

第3章「律令国家の九州南部支配」では、8世紀において律令国家が九州南部に対して行っていた支配について考察した。8世紀の九州南部では、令の規定を逸脱する政策が行われる場合があった。そこでまず、どのような点が逸脱していたかを明らかにし、さらに、その支配がいかに展開していったかを検討することで、律令国家が九州南部で、どのような支配を実現しようとしたのかを考察した。

第4章「隼人の「朝貢」」では、九州南部に居住する隼人が7世紀後半～8世紀に行っていた、いわゆる「朝貢」について検討した。ここでは、まず六国史に見られる隼人・蝦夷・南島人が行っていた「朝貢」を具体的に検証し、その内容を整理した。そのうえでそれぞれ

を比較することで、隼人の「朝貢」にどのような特徴があるかを明らかにした。そして、その特徴が何に起因していたかを考察することで、特徴や変化に注意を払わずに一括して「朝貢」と理解してきた先学の理解を再検討した。

第5章「隼人の「名帳」」では、従来ほとんど検討対象とされてこなかった、『養老令』職員令隼人司条と『令集解』賦役令没落外蕃条古記に見られる隼人の「名帳」について検討した。この「名帳」を取り上げることで、律令国家がどのようにして、九州南部と畿内およびその周辺に居住する隼人を隼人司に上番させ、都で奉仕を行わせることができていたのか、そのシステムを明らかにした。

第6章「畿内における隼人の奉仕」では、記・紀～9世紀以降の法典・儀式書を通じて見られる、都で隼人が従事していた奉仕について検討した。まず、この奉仕を3つの段階に区分して復元していき、さらに、それらを比較し、各時期における奉仕内容の共通点と相違点を明確にすることで、中央権力と隼人の関係について考察した。

第7章「桓武・平城朝における対隼人政策の諸問題」では、桓武・平城朝（8世紀最末期～9世紀初頭）に立て続けに実施された、対隼人政策の転換について検討した。特に、九州南部における班田の実施、「朝貢」の停止、隼人司の変容がなぜ起こったのかを考察することで、九州南部が律令国家の「辺境」であることを前提とし、列島内における帝国構造の転換の中で説明してきたこれまでの理解を再検討した。

最後に終章「律令国家「辺境」支配の成立と展開」では、第1～7章で論じてきたことをふまえたうえで、時系列をおって、律令国家の「辺境」支配がいかに成立し、どのように展開していったのかを明らかにした。

以上の考察の結果、得られた結論は以下の通りである。

5世紀後半ごろから、九州南部に居住する人々は倭王権と従属関係を結んでいた。九州南部の首長層は、彼らの子弟を倭王権に出仕させることで、その関係を強化し、その見返りとして、王権から先進文化や技術が供与され、自らの権力基盤を固めていったと推測される。一方、畿内に出仕し、移り住むことになった人々は、ある特定の「天皇」「皇子」と個人人格的な従属関係を結び奉仕を行うようになった。そのため、「人制」と呼ばれる初期官人制の中に組み込まれることになり、特に吠声に従事していたことから「隼人」と呼称されるようになった。ただし、当時の両者の関係は、ヒトとモノの行き来を媒介とした関係であり、のちの律令制下の時代と比べると流動的なもので、あった。また、記・紀における服属譚や奉仕内容を蝦夷と比較すると、それまでに倭王権との間に結んでいた関係性の質的差異が読み取れることから、九州南部と倭王権の間に見られる従属関係と全く同質なものが、列島南北端において結ばれていたわけではなかった。

しかし律令国家の形成は、こうした関係を大きく変貌させた。律令国家は、7世紀前半に起こった東アジアの動乱の中、可能な限り早急に、国家としての枠組みをつくりだす必要性に迫られ、列島南北端を「辺境」とし、そこに居住する人々を「夷狄」と位置付け、外部に位置する存在として差別化することで、その内部に存在する人々を「王民」として構成しよ

うとした。このように、律令国家というそれまでになかった広範囲にわたる新たな統治組織をつくりだすために「辺境」は成立した。

こうして倭王権段階において、それぞれ異なる関係性を構築していた列島南北端に居住する人々は、それまでの関係性の上に「夷狄」という新たな身分が設定された。そして、天武期になると、「夷狄」として「朝貢」を求められ、同じように飛鳥寺西方で服属儀礼を行い、饗応される存在となった。そのため、特に7世紀末期～8世紀初頭には、彼らが国家に対して行う奉仕に、一部共通性が見られるようになった。

しかし、こうした「辺境」の成立によって新たに作りだされた律令国家という統治組織は、いまだ不安定なものであった。なぜならば「辺境」は、面的支配が行われていない場所であり、「朝貢」の有無は「辺境」に住む人々の判断でなされるからである。したがって、律令国家が蝦夷・蝦狄・隼人・南島人に対して求めた、「夷狄」と彼らを統治する律令国家という関係性は、容易に解消されかねなかった。また、南島を除けば陸続きの地域に「辺境」を設定したがゆえに、「化内」と「化外」の地の境目では矛盾が生じやすく、「王民」を保護する義務を有する律令国家は、こうした問題にも対処する必要があった。

こうした中、「異民族」的身分からの離脱を防ぎ、「辺境」を安定化させるために、むしろ彼らを国家の支配下に置き、擬制的な服属儀礼や奉仕を義務化した方が、都合がよいと考えられるようになった。こうして7世紀最末期ごろから、「辺境」と設定した地域を、実態としては国家の枠組みに編成することが志向されはじめ、律令国家の「辺境」支配は新たな展開を迎えた。

九州南部の場合、特に8世紀初頭、そうした動きが顕著にあらわれた。律令国家は、文武期に準備として大野・基肄・鞠智・三野・稲積城を修繕し、大宰府に武器を備えることで、武力行使も辞さない強硬政策を行った。その一方で懐柔政策を行ったり、律令制下の暮らしに慣れた人々を九州南部に移配したりした。こうして8世紀初頭には、国郡制の編成、造籍の着手、国・郡司の任命、采女・舎人の貢進など、律令制度にもとづく支配を開始した。しかし、大隅・薩摩両国成立直後は、特に隼人郡でそうした支配を貫徹できなかった。またその後も簡単に改善できたわけではなく、8世紀半ばごろにいたってもその途上段階にあった。しかし両国が成立した段階と比べると、すでに8世紀前半段階で、人身・土地・建造物等の把握や課役の賦課が行われる範囲は、隼人郡にも広がっていた。このように律令国家が九州南部においても追求していた理念—首長制的支配を前提とした個別人身支配—は、面的にも質的にも着実に広まっていった。

こうした九州南部支配の展開を前提として、律令国家は大化前代に存在した関係性の包摂・再編成を目指し、大きく分けて3つのことを実施した。

1つ目は、隼人の奉仕の再編成である。大化前代からの奉仕関係を、律令国家は、天皇が御す空間の境目・境界で奉仕を行うといった本質を維持させつつも、国家の枠組みの中に収斂・体系化していき、律令国家の君主である天皇に対し、代々、特に儀式や行幸といった場面で、集団で隼人に奉仕を行うように組み替えていった。

2つ目は、隼人の「朝貢」の見直しである。隼人の奉仕が再編成されたことにより、隼人を定期的に都へ補充することが必要となり、それまでの蝦夷・南島人と同じ形態であった「朝貢」に変化をあたえ、6年に一度定期的に、長期間の在京をとまう、正月儀礼に参加しないものにした。こうして隼人の「朝貢」は、来朝し、貢ぎ物を差し出すことで服属関係を示すだけでなく、上番システムの一環として、あらためて整備された。

3つ目は、隼人の上番システムの構築である。隼人の「朝貢」が変化したことで上番システムの構築が求められ、①隼人が居住する諸国に「隼人計帳」の作成を命じ、毎年、隼人司に送付させる、②隼人司はこの計帳を用いて隼人を上番させる、③その計帳から上番を命じた隼人のみを抜き出し、隼人の「名帳」を作成する、こうしたシステムを構築することで、隼人を上番させ、奉仕を行わせていた。

このように、律令国家は九州南部を国家の枠組みに編成し、それを前提として、擬制的な服属儀礼や奉仕を義務化することで、九州南部の人々を「隼人」と呼称し、国家の外部の存在として規定した。こうして九州南部の人々は、日常的には「公民」と同様の扱いを受けていたが、都に上番し、奉仕を行うときのみ、隼人として擬制的に「夷狄」とされた。

なお、こうした国家の枠組みに編成することで国家の外部の存在にしようとする政策は、同じく「辺境」とされた東北や南島でも実施された。しかし、①地理的な条件もあり、東北・南島は九州南部のように全てを組み込むことができなかったこと、②蝦夷・南島人は、隼人のような大化前代以来の奉仕関係を持っていなかったこと、以上2つの要因により、律令国家の蝦夷・蝦狄・隼人・南島人に対する扱いには、それぞれ違いが生じていった。

以上のように、律令国家の「辺境」は、律令国家という新たな国家をつくりだすために、成立した。そしてこの段階では、律令国家の面的な支配が行われていない地域であり、その意味で実態としても「辺境」であった。しかし、その後律令国家は、新たにつくられた国家を強固ならしめるために、むしろそこに居住する人々を国家の枠組みに編成することで、逆に、彼らに対し、国家の外部の存在としての役回りを求め、それを規定した。こうして、律令国家の「辺境」—特に九州南部—は、実態と理念が乖離したものになり、実際には「公民」と同じように支配を受けながらも、観念的には「夷狄」というレッテルを貼られ続けたのである。このように、律令国家の「辺境」は、より擬制的なものへと展開していったと言えよう。